

岩手医科大学薬学部進級判定基準

第1条 岩手医科大学薬学部の進級判定については、この基準の定めるところによる。

第2条 各学年における進級及び留年の取扱いは、次のとおりとする。

1 第1学年

(1) 第1学年において履修すべき必修科目及び選択科目のうち、不合格の科目が原則1科目以下の者を進級とする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

ア 受験資格を喪失した科目を有する者

イ 実習科目を不合格となった者

(2) 不合格の科目を有して進級する者は、進級学年において不合格の科目の補習授業を受講し単位認定試験を受験しなければならない。

(3) 学業成績最終判定の結果、不合格の科目を原則2科目以上有する者は、留年とする。

(4) 留年者は、不合格科目を再履修しなければならない。

2 第2学年

(1) 第2学年において履修すべき必修科目のうち、不合格の科目が原則2科目以下の者を進級とする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

ア 受験資格を喪失した科目を有する者

イ 実習科目を不合格となった者

ウ 第1学年の不合格の科目を有する者のうち、単位認定試験を不合格となった者

(2) 不合格の科目を有して進級する者は、進級学年において不合格の科目の補習授業を受講し単位認定試験を受験しなければならない。

(3) 学業成績最終判定の結果、不合格の科目を原則3科目以上有する者は留年とする。

(4) 留年者は、不合格科目を再履修しなければならない。

3 第3学年

(1) 学業成績最終判定の結果、次に掲げる要件のすべてを満たした者を進級とし、それ以外の者を留年とする。

ア 第3学年において履修すべき必修科目のすべてに合格して者又は第3学年における必修科目において、不合格科目が原則1科目の者で、薬学専門科目のうち実習科目を除く必修科目（以下「第3学年におけるfGPA対象科目」という。）のfGPAが1.5以上である者。

イ 第2学年の不合格科目を有する者について、当該科目の単位認定試験に合格していること。

(2) 前号ア又はイの要件を満たさずに留年した者は、不合格科目を再履修しなければならない。

(3) 第1号ア後段に該当する事由により進級する者は、進級学年において不合格の科目の補習授業を受講し単位認定試験を受験しなければならない。

4 第4学年

(1) 第4学年において履修すべき必修科目及び共用試験のすべてに合格し、教育要項（シラバス）に定める所定の単位を修得した者を進級とする。ただし、第3学年の不合格の科目を有し、単位認定試験を不合格となった者は、この限りではない。

- (2) 学業成績最終判定の結果、不合格の科目がある者、又は共用試験で不合格の者は留年とする。
- (3) 留年者は、不合格科目を再履修しなければならない。
- (4) 留年者は、共用試験を再受験しなければならない。

5 第5学年

- (1) 第5学年において履修すべき必修科目すべてに合格し、教育要項（シラバス）に定める所定の単位を修得した者を進級とする。
- (2) 留年者は、不合格科目を再履修しなければならない。

6 第6学年

- (1) 第6学年において卒業研究で不合格の判定を受けた者、又は学業成績最終判定の結果不合格の科目がある者は、留年とする。
- (2) 留年者のうち、卒業研究で不合格の判定を受けた者及び不合格の科目がある者は、当該科目を再履修しなければならない。ただし、総合講義を不合格となった者は、再履修の前に総合講義単位認定試験を受験することができる。
- (3) 総合講義単位認定試験に不合格となった者は、当該年度において総合講義を再履修しなければならない。
- (4) 前号の総合講義に不合格となった者は、留年とする。

第3条 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

第4条 本基準の改廃は、薬学部教授会の議を経て行う。

附 則

本基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第3項第1号ウの規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定は、この基準の施行の日以後の3学年に対し適用し、同日前に3学年であった学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。（第3学年単位認定試験と第5学年進級基準の改正、第6学年卒業基準の削除）